原 産 品 申 告 書 兼 明 細 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

|  |
| --- |
| 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 |
| 2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) |
| No.1 | 3. 産品の概要品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 |
| 4. 関税分類番号 (6桁、 HS2012) |
| 5. 適用する原産性の基準□WO　□PE　□PSR（□CTC・□VA・□SP）　□DMI　□ACU |
| 6. 上記5.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 |
| No.2 | ≪複数産品の場合、上記3～6の項目について記載≫ |
| 7. その他の特記事項  |

8. 以上のとおり、3．に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日

輸入者の氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

輸入者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　印又は署名

代理人の住所又は居所

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから完全に生産される産品、

PSR：品目別規則を満たす産品　（CTC：関税分類変更基準、VA：付加価値基準、SP：加工工程基準）

DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格A4）

記　載　要　領

1. 仕入書の記載

輸入申告時のインボイスの発行者が、第三国に所在する者であって原産品申告書上の輸出者と別の者である場合は、「第三国インボイス」であることを示すとともに、取引が分かる関係書類を添付すること。なお、原産品申告書発給の時点で輸入申告時に使用するインボイス番号が不明の場合は、輸出者のインボイス番号及び日付を記入し、インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載する。

1. 積送される貨物を確認するための情報（判明している場合）

豪州から本邦までの輸送において第三国での積み替え又は一時蔵置等の取扱いがあった場合に、積み替え等の場所及びその事実を記載するものとする。

（通し船荷証券の写し又は非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書等の提出が不可能である場合において、関税法基本通達68-5-1（1）ハを適用するときに限る。）

1. 産品の概要

品名は必須の記載項目である。

1. 関税分類番号

統一システム（2012年版）に従い６桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。

1. 適用する原産性の基準及びその説明

5欄において適用した原産性の基準を適宜選択し、6欄において、当該適用基準を満たしていることについて説明する。

1. 複数産品の場合

原産品申告書兼明細書に準じて作成するものとする。

1. 作成者

作成者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。輸入者の代理人が申告する場合には、当該代理人の押印又は署名をし、輸入者の押印又は署名を要しない。